

前橋市監査委員公表第25号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年1月18日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年12月26日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：ケヤキ並木サロン運営委員会】</p> <p>1 会計規則等の整備について（要望事項）</p> <p>けやき並木サロン運営委員会規程において、会計に係る規定がないため聴き取り調査を行ったところ、会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとの回答であったが、平成30年4月に納品を受け、代金を支払っているにもかかわらず、平成29年度の支出として取扱っているものが複数見受けられた。</p> <p>団体の出納事務の適正化を図るため、事務処理の指針となる会計規則等の整備について検討されたい。</p>	<p>会計規則等の整備については、団体の出納事務の適正化を図るため、けやき並木サロン運営委員会規定も含めて、今年度中に会計規則等の整備を行うこととした。</p>